



平成27年9月関東・東北豪雨災害に係る情報（第68号）

平成27年11月15日（日）19時発行

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

TEL:029-241-1133 FAX:029-241-1434

URL: <http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/ibarakikenshakyo>

1 現在開設されている県内の災害ボランティアセンター

■常総市災害ボランティアセンター

常総市災害ボランティアセンターは明日、11月16日（月）から「地域支えあいセンター」へ移行し、災害ボランティア活動の調整も行いながら、被災された方々の生活に寄り添う、生活支援対応への活動を中心に組みんでいくこととなりました。

地域支えあいセンターへ移行後の災害ボランティア活動については、登録制を取り対応を続けてまいります。

☆ボランティアの登録

市内並びに近隣にお住まいの方。原則、18歳以上の方をお願いしています。未成年者は保護者の同意を得るか、保護者などの成人の方が同行してください。

☆活動内容

屋内外の清掃、片付け、荷物の移動等

☆活動日

依頼者からの希望により、土曜日、日曜日の活動になります。

※登録方法、受付等については準備が整い次第、常総市災害ボランティアセンターホームページ及びフェイスブックでお知らせします。

■境町災害ボランティアセンター TEL0280-87-2525

開設場所：境町長井戸 1681-1 境町社会福祉会館

開設日：9月12日（土）

2 常総市災害ボランティアセンターの受付人数・活動件数（速報値）

常総市災害ボランティアセンターの受付人数・活動件数は次のとおりです。

	9月計	10月計	11月 1日（日）	2日 （月）	3日 （火）	4日 （水）	5日 （木）	6日 （金）
受付人数	19,087人	12,970人	357人	受入中止	341人	183人	131人	124人
活動件数	3,038件	1,877件	39件		34件	20件	21件	18件

	7日 （土）	8日 （日）	9日 （月）	10日 （火）	11日 （水）	12日 （木）	13日 （金）	14日 （土）
受付人数	313人	156人	104人	50人	152人	161人	127人	359人
活動件数	34件	23件	3件	8件	23件	12件	12件	14件

	15日 （日）	合計
受付人数	88人	34,703人
活動件数	10件	5,186件

※11月9日（月）、10日（火）、14日（土）、15日（日）は雨天のため、前日から活動休止が予告されていた。

たため、事前に活動予約が入っていた団体のみ受付。

3 県内市町村社会福祉協議会における災害時支援に関する協定に基づく職員派遣（速報値）

本会と茨城県内の市町村社協間で締結している「社会福祉協議会における災害時支援に関する協定」に基づき、市町村社協職員が常総市災害 VC の運営支援を行っています。

派遣社協数及び職員数は次のとおりです。

	9 月 計	10 月 計	11 月 1 日 (日)	2 日 (月)	3 日 (火)	4 日 (水)	5 日 (木)	6 日 (金)
社協数	—	—	6 社協	7 社協	4 社協	10 社協	15 社協	17 社協
派遣人数 (述べ人数)	885 人	952 人	10 人	11 人	9 人	11 人	19 人	26 人

	7 日 (土)	8 日 (日)	9 日 (月)	10 日 (火)	11 日 (水)	12 日 (木)	13 日 (金)	14 日 (土)
社協数	9 社協	8 社協	2 社協	2 社協	17 社協	17 社協	18 社協	11 社協
派遣人数 (述べ人数)	11 人	11 人	2 人	4 人	25 人	23 人	28 人	17 人

	15 日 (日)	合計
社協数	10 社協	—
派遣人数 (述べ人数)	15 人	2,059 人

4 関東甲信越静ブロック都県指定都市社協災害時の相互支援に関する協定に基づく職員派遣

関東甲信越静ブロックの都県指定都市社協間で締結している「災害時の相互支援に関する協定」に基づき、関東ブロックの都県指定都市社協が常総市災害 VC の運営支援を行っています。

派遣社協及び職員数は次のとおりです。

クール名	期間	派遣社協（上段：Aブロック，下段：Bブロック）
第1クール	9月15日(火)～9月19日(土)	千葉県社協
		長野県社協
第2クール	9月18日(金)～9月22日(火)	東京都社協
		神奈川県社協
第3クール	9月21日(月)～9月25日(金)	群馬県社協，前橋市社協
		新潟県社協
第4クール	9月24日(木)～9月28日(月)	千葉市社協
		横浜市社協，長野県社協
第5クール	9月27日(日)～10月1日(木)	埼玉県社協，川越市社協，上尾市社協
		山梨県社協，浜松市社協
第6クール	9月30日(水)～10月4日(日)	さいたま市社協
		川崎市社協，静岡県社協
第7クール	10月3日(土)～10月7日(水)	東京都社協
		相模原市社協，静岡市社協
第8クール	10月6日(火)～10月10日(土)	千葉市社協
		沼津市社協，静岡県社協，新潟市社協
第9クール	10月9日(金)～10月13日(火)	さいたま市社協
		新潟市社協，横浜市社協

第 10 クール	10 月 12 日 (月)～10 月 16 日 (金)	群馬県社協, 太田市社協, 安中市社協
		山梨県社協, 新潟県社協, 長岡市社協, 柏崎市社協
第 11 クール	10 月 15 日 (木)～10 月 19 日 (月)	千葉県社協, 野田市社協, 柏市社協, 浦安市社協
		浜松市社協, 静岡市社協
第 12 クール	10 月 18 日 (日)～10 月 22 日 (木)	埼玉県社協, 春日部市社協, 芝山町社協, 柏市社協
		相模原市社協, 長野県社協
第 13 クール	10 月 21 日 (水)～10 月 25 日 (日)	群馬県社協, みどり市社協, さいたま市社協
		神奈川県社協, 川崎市社協
第 14 クール	10 月 24 日 (土)～10 月 28 日 (水)	東京都社協, 中野区社協, 西東京市社協, 三鷹市社協
		静岡県社協, 藤枝市社協, 横浜市社協
第 15 クール	10 月 27 日 (火)～10 月 31 日 (土)	千葉県社協, 市川市社協, 千葉市社協
		新潟市社協, 浜松市社協
第 16 クール	10 月 30 日 (金)～11 月 3 日 (火)	埼玉県社協, 本庄市社協, さいたま市社協, 吉川市社協
		相模原市社協, 静岡県社協, 袋井市社協, 磐田市社協
第 17 クール	11 月 2 日 (月)～11 月 6 日 (金)	群馬県社協, 昭和村社協, 千葉市社協
		神奈川県社協, 長野県社協
第 18 クール	11 月 5 日 (木)～11 月 9 日 (月)	埼玉県社協, 四街道市社協, 松伏町社協
		静岡市社協, 川崎市社協
第 19 クール	11 月 8 日 (日)～11 月 12 日 (木)	さいたま市社協, 朝霞市社協, 千葉市社協
		新潟県社協, 山梨県社協, 南アルプス市社協
第 20 クール	11 月 11 日 (水)～11 月 15 日 (日)	東京都社協, 墨田区社協, 調布市社協, 稲城市社協
		横浜市社協, 長野県社協

	9 月 計	10 月 計	11 月 1 日 (日)	2 日 (月)	3 日 (火)	4 日 (水)	5 日 (木)	6 日 (金)
Aブロック	66 人	185 人	4 人	8 人	8 人	4 人	8 人	8 人
Bブロック	71 人	212 人	5 人	9 人	9 人	4 人	8 人	8 人

	7 日 (土)	8 日 (日)	9 日 (月)	10 日 (火)	11 日 (水)	12 日 (木)	13 日 (金)	14 日 (土)
Aブロック	4 人	8 人	8 人	4 人	8 人	8 人	4 人	4 人
Bブロック	4 人	8 人	8 人	4 人	8 人	8 人	4 人	4 人

	15 日 (日)	合計
Aブロック	4 人	394 人
Bブロック	4 人	378 人

5 茨城県社協の動き

本日、常総市災害ボランティアセンターに本会職員 3 名を派遣しています。

また、「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」の発行事務を職員 2 人体制で対応しています。

これまでの県内被災地支援関係の役職員派遣人数等は次のとおりです。

	9月計	10月計	11月1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)
常総市災害VCスタッフ	76人	96人	3人	3人	3人	3人	3人	3人
上記以外の被災地支援関係	59人	87人	1人	3人	1人	2人	2人	2人

	7日(土)	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)
常総市災害VCスタッフ	3人	3人	1人	3人	3人	3人	3人	3人
上記以外の被災地支援関係	1人	1人	3人	2人	2人	2人	2人	1人

	15日(日)	合計
常総市災害VCスタッフ	3人	215人
上記以外の被災地支援関係	1人	172人

6 ボランティア従事車両への「災害派遣等従事車両証明書」の交付

※証明書が発行される期間が11月30日(月)まで延長されました。

※申請書等は茨城県社会福祉協議会ホームページまたは県庁ホームページからダウンロードすることができます。

常総市及びその周辺を被災地として、ボランティア活動に従事することを目的に使用する車両について、「災害派遣等従事車両証明書」が交付されます。

高速道路等有料道路の料金所を出る際、本証明書を料金所に提出することにより、有料道路の通行料金について、無料措置が講じられます。

【申請方法】

○証明書が発行される期間：平成27年10月1日(木)～11月30日(月)まで

○有料道路料金の無料措置が行われる路線：東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)及び茨城県道路公社が管理する各路線

○災害派遣等従事車両の発行手続き：

次の(1)～(2)の手続きにより、「災害ボランティア証明書」の確認を受けたうえで、「災害派遣等従事車両証明書」の交付申請を行ってください。

(1)茨城県社会福祉協議会への「災害ボランティア証明書」の確認申請

①提出書類：「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」

②提出期限：「災害派遣等従事車両証明書」を使用する3日前(土日祝日除く)まで

③提出方法：ファックス

④提出先：(社福)茨城県社会福祉協議会 災害ボランティア支援本部

Fax: 029-244-4652 電話: 090-6653-1712

⑤受付時間：平日9:00～16:00

※提出先で内容を審査し、受付印を捺してファックスで返送します。

※内容に不明な点があった場合等、電話でお問合せする場合がありますので、平日の日中に連絡可能な電話番号を必ずご記入ください。

(2)お住まいの市町村等への「災害派遣等従事車両証明書」の交付申請

①提出書類：・「災害派遣等従事車両証明の申請書」

・茨城県社会福祉協議会の受付印が捺された「災害派遣等従事車両証明書に係る災害

ボランティア証明書」

②提出先：最寄りの都道府県庁又は市町村役場

※提出先で内容を審査し、適当と認められた場合は「災害派遣等従事車両証明書」が交付されます。

※提出先の窓口や受付時間は、お住まいの都道府県庁又は市町村役場にお問合せください。

本件に関する連絡先：茨城県保健福祉部福祉指導課（Tel.029-301-3157）

7 本日の常総市災害ボランティアセンター関連の写真（茨城県社協職員撮影）



「常総市災害VC内掲示物」



「片づけの様子」

※ 茨城県内の市町村災害ボランティアセンターに関する情報は、本会ホームページまたはフェイスブックページをご覧ください。

ホームページ：<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/ibarakikenshakyo>

※ 平成27年9月関東・豪雨による茨城県の被害状況等については、茨城県のホームページをご覧ください。

※ 災害救助法適用市町

古河市（こがし）、結城市（ゆうきし）、下妻市（しもつまし）、常総市（じょうそうし）、筑西市（ちくせいし）、八千代町（やちよまち）、境町（さかいまち）、守谷市（もりやし）、坂東市（ばんどうし）、つくばみらい市（つくばみらいし）